

公職選挙法施行令の一部を改正する政令概要

公職選挙法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 75 号、以下「改正法」という。）の施行に伴い、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 86 条の 3 第 1 項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者（以下「特定枠名簿登載者」という。）に係る規定の整備等を行う。

1 改正の概要

(1) 公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部改正

- ・ 洋上投票における船長から船員への情報提供事項について、特定枠名簿登載者の順位を追加する。（第 59 条の 6 第 7 項関係）
- ・ 選挙長等が行う公職の候補者等に関する通知について、通知内容に特定枠名簿登載者の順位等を追加する。（第 92 条第 6 項及び第 9 項関係）
- ・ 参議院名簿登載者に認められている選挙運動手段のうち、特定枠名簿登載者に認めないこととされたものに関する令の規定（選挙事務所の設置、自動車の使用、通常葉書の頒布、ビラの頒布、立札及び看板の類の掲示、ポスターの掲示、再立候補の場合における選挙運動の特例）について、特定枠名簿登載者を対象外とする（第 108 条第 1 項等関係）。
- ・ その他条項ズレ等の対応（法第 86 条の 3 第 2 項及び第 175 条関係）を行う。

(2) 他政令改正

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成 17 年政令第 55 号）及び大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成 25 年政令第 42 号）について、改正法により法に新設された特定枠名簿登載者に関する規定（法第 68 条の 3）を準用除外規定に追加するとともに、読替規定について所要の改正を行う。

2 スケジュール

平成 30 年 10 月 25 日（木） 改正法・本改正令施行